

指定動力車操縦者養成所に対する指導基準について（昭和44年5月21日付け鉄運第92号）・新旧対照表

下線部：改正箇所（ただし、二重下線部は除く。）。なお、別表1及び別表2の斜字部は、便宜上記載している。

改正後	改正前
指定動力車操縦者養成所に対する指導基準 〔別紙〕	指定動力車操縦者養成所に対する指導基準 〔別紙〕
1～13（略）	1～13（略）
14 学科講習 (1)～(11)（略）	14 学科講習 (1) 学科講習の科目及び科目別講習時間数は、別表1によること。 (2) 学科講習の科目別の必須項目は、別表2によること。 (3) 学科の時間割りは、次によること。 ア 1時限は50分を原則とし、これを講習時間の1時間とみなす。ただし、やむを得ない事情がある場合は、1時限を25分とし、これを講習時間の0.5時間とすることができる。 イ 1時限毎に10分以上の休憩時間を設けること。 (4) 1日における同一科目の講習は、原則として、連続して4時限を超えないこと。なお、科目を細分している場合は、その区分を別の科目として扱うことができる。 (5) 修了試験、見学、実習等の時間は、基準時間（指定された所要時間）に含めないものとする。 (6) 講習日程に対する各科目の講習時間の配分については、集中的な講習を避けるとともに基礎学科の科目を先行させ、各学科の関連を考慮のうえ、講習時間を適切に配分すること。 (7) 中間試験は、各科目の講習時間及び講習進度に応じて行うものとする。なお、中間試験は、基準時間に含めることができる。 (8) 修了試験は、その科目の講習終了後であって、かつ、原則として、全学科講習の終了日の10日前以降に実施するものとする。 (9) 試験問題は、その科目の全般にわたって出題し、問題ごとに採点要領を定めておくこと。 (10) 学科講習の修了試験は、全科目について実施し、科目ごとに合格点を定め、合否の判定を行うこと。 (11) 学科講習の修了試験の成績が合格基準に達しなかった者については、その科目について、必要に応じて追加の学科講習を行ったうえで、1回に限り追試験を受けさせることができる。
15 技能講習 (1)～(7)（略）	15 技能講習 (1) 技能講習は、学科講習の修了者に対して行うこと。 (2) 技能講習の科目及び科目別講習時間数は、別表3によること。 (3) 技能講習の科目別の必須項目は、別表4によること。なお、可動模形又は模擬訓練装置により講習可能な項目については、これによることができる。 (4) 乗務講習は、指導操縦者の指導により、免許の種類に見合った行路（仕業）によって実施すること。 (5) 技能講習の修了試験は、全科目の講習を終了した者に対して行うこと。 (6) 技能講習の修了試験は、次の項目ごとに実施し、各項目ごとに採点要領、合格点を定め、合否の判定を行うこと。ただし、免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者にあつては、オの項目については一定の時間で運転することで足りるものとする。 ア 速度観測 イ 距離目測 ウ 制動機の操作 エ 制動機以外の機器の取扱い オ 定時運転 カ 非常の場合の措置 キ その他 (7) 技能講習の修了試験の成績が合格基準に達しなかった者については、操縦関係試験項目（前項ア、ウ及びオ）以外の試験項目について、1回に限り追試験を受けさせることができ、また、操縦関係試験項目については、必要に応じて

て追加の乗務講習を行ったうえで1回に限り追試験を受けることができる。

16 (略)

16 (略)

別表1

学科講習科目別講習時間数

科 目	甲 種			新幹線電気車
	蒸気機関車	電気車	内燃車	
	時間以上	時間以上	時間以上	時間以上
安全の基本	21 "	21(2) "	21(2) "	21(2) "
鉄道車両	119 "	119(32) "	119(32) "	119(32) "
運転法規	92 "	92(14) "	92(14) "	92(14) "
信号線路	42 "	42(14) "	42(14) "	42(14) "
蒸気機関	24 "	- "	- "	- "
焚火給油	16 "	- "	- "	- "
鉄道電気	- "	40(3) "	- "	40(3) "
内燃機関及び鉄道電気	- "	- "	40(3) "	- "
運転理論	60 "	60(6) "	60(6) "	60(6) "
検査修繕	18 "	18(2) "	18(2) "	18(2) "
作業安全	8 "	8(2) "	8(2) "	8(2) "
計	400 "	400(75) "	400(75) "	400(75) "

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。また、()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者についての標準の時間数を示す。ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識をより短期間で習得することができると思われる場合は、講習時間を上表に示す標準の時間数未満とすることができる。

乙種にあつては、科目の「鉄道車両」とあるのは「軌道車両」と、「鉄道電気」とあるのは「軌道電気」と読み替える。

科 目	乙 種		
	蒸気機関車	電気車	内燃車
	時間以上	時間以上	時間以上
安全の基本	16 "	16(2) "	16 "
鉄道車両	72 "	72(18) "	72 "
運転法規	32 "	32(5) "	32 "
信号線路	24 "	24(8) "	24 "
蒸気機関	24 "	- "	- "
焚火給油	8 "	- "	- "
鉄道電気	- "	32(3) "	- "
内燃機関及び鉄道電気	- "	- "	32 "
運転理論	8 "	8(5) "	8 "
検査修繕	8 "	8(2) "	8 "
作業安全	8 "	8(2) "	8 "
計	200 "	200(45) "	200 "

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。また、()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者についての標準の時間数を示す。ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識をより短期間で習得することができると思われる場合は、講習時間を上表に示す標準の時間数未満とすることができる。

乙種にあつては、科目の「鉄道車両」とあるのは「軌道車両」と、「鉄道電気」とあるのは「軌道電気」と読み替える。

別表1

学科講習科目別講習時間数

科 目	甲 種			新幹線電気車
	蒸気機関車	電気車	内燃車	
	時間以上	時間以上	時間以上	時間以上
安全の基本	21 "	21(2) "	21(2) "	21(2) "
鉄道車両	119 "	119(32) "	119(32) "	219(59) "
運転法規	92 "	92(14) "	92(14) "	92(14) "
信号線路	42 "	42(14) "	42(14) "	42(14) "
蒸気機関	24 "	- "	- "	- "
焚火給油	16 "	- "	- "	- "
鉄道電気	- "	40(3) "	- "	40(3) "
内燃機関及び鉄道電気	- "	- "	40(3) "	- "
運転理論	60 "	60(6) "	60(6) "	60(6) "
検査修繕	18 "	18(2) "	18(2) "	18(2) "
作業安全	8 "	8(2) "	8(2) "	8(2) "
計	400 "	400(75) "	400(75) "	500(102) "

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。

()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者についての標準の時間数を示す。

乙種にあつては、科目の「鉄道車両」とあるのは「軌道車両」と、「鉄道電気」とあるのは「軌道電気」と読み替える。

科 目	乙 種		
	蒸気機関車	電気車	内燃車
	時間以上	時間以上	時間以上
安全の基本	16 "	16(2) "	16 "
鉄道車両	72 "	72(18) "	72 "
運転法規	32 "	32(5) "	32 "
信号線路	24 "	24(8) "	24 "
蒸気機関	24 "	- "	- "
焚火給油	8 "	- "	- "
鉄道電気	- "	32(3) "	- "
内燃機関及び鉄道電気	- "	- "	32 "
運転理論	8 "	8(5) "	8 "
検査修繕	8 "	8(2) "	8 "
作業安全	8 "	8(2) "	8 "
計	200 "	200(45) "	200 "

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。

()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者についての標準の時間数を示す。

乙種にあつては、科目の「鉄道車両」とあるのは「軌道車両」と、「鉄道電気」とあるのは「軌道電気」と読み替える。

別表2
(表、備考：略)

別表2

学科講習科目別必須項目

甲種電気車講習課程（他の講習課程についてはこれに準じて行うこと）

科目	安全の基本	鉄道車両	運転法規	信号線路
必須項目	1. 動力車操縦者の使命 2. 動力車操縦者の服務 3. 鉄道法規一般 4. 運転事故と安全対策	1. 主回路装置 2. 高圧補助回路 3. 低圧補助回路 4. 制御装置 5. 戸閉め装置 6. 点灯装置 7. ATS、ATC 等装置 8. 通信(無線)装置 9. その他附属装置 10. ブレーキ装置 11. 車体 12. 台わく 13. 台車 14. 走り装置 15. 動力伝達装置 16. 連結装置	1. 運転に関する鉄道法規体系 2. 運転取扱実施基準各論	1. 信号装置 2. 連動装置 ※3. 閉そく装置 4. ATS、ATC 等装置 5. 踏切保安装置 ※6. 鉄道通信 7. 線路 8. 分岐装置 9. 停車場

備考：※印は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者については省略できることを示す。

科目	鉄道電気	運転理論	検査修繕	作業安全
必須項目	※1. 電気と磁気 ※2. 電気回路 ※3. 直流機 ※4. 交流一般 ※5. 電力設備 6. 変電設備 7. 電車線路	1. 引張力 ※2. 列車抵抗 ※3. 速度 4. ブレーキ理論 ※5. 運転線図の意義と見方	※1. 車両に関する鉄道法規体系 ※2. 車両の検査及び修繕 3. 出庫点検 4. 車両故障処置	1. 傷害の実態 ※2. 救急処置 3. 健康管理と生活

備考：※印は免許が区域を定めて行う入換運転に限定させる者については省略できることを示す。

別表3

技能講習科目別講習時間数

科目	甲種の講習課程		乙種の講習課程	
	時間以上	時間以上	時間以上	時間以上
基本講習	14(6)	〃	14(4)	〃
乗務講習	344(40)	〃	215(22)	〃
出庫点検	7(7)	〃	7(7)	〃
応急処置	35(7)	〃	14(7)	〃
計	400(60)	〃	250(40)	〃

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。また、()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定させる者についての時間数を示す。ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な技能をより短期間で習得することができると思われる場合は、講習時間を上表に示す標準の時間数未満とすることができる。

別表3

技能講習科目別講習時間数

科目	甲種の講習課程		乙種の講習課程	
	時間以上	時間以上	時間以上	時間以上
基本講習	14(6)	〃	14(4)	〃
乗務講習	344(40)	〃	215(22)	〃
出庫点検	7(7)	〃	7(7)	〃
応急処置	35(7)	〃	14(7)	〃
計	400(60)	〃	250(40)	〃

備考：科目別講習時間数は、標準の時間数を示す。
()内は免許が区域を定めて行う入換運転に限定させる者についての時間数を示す。

別表4

(表、備考：略)

別表4

技能講習科目別必須項目

甲種電気車運転講習課程（他の講習課程については、これに準じて行うこと）

科目	基本講習	乗務講習	出庫点検	応急処置
必須項目	1. 現場の指揮命令系統の熟知 2. 乗務に関する作業基準、内規、実施基準 3. 訓練線区の説明及び線路見学	1. 入出区時の機器取扱い 2. ノッチの標準取扱い 3. ブレーキ扱い 4. ATS、ATCの扱い 5. 乗継ぎ、引継ぎ、折返し時の扱い 6. 速度視測、距離目測 ※7. 回復運転 ※8. 各列車種別運転 9. 分割、併合の取扱い ※10. 混雑時の運転 11. 入換運転 12. 要注意駅、要注意行路（仕業）、要注意信号機 13. 行止り線の進入時の運転 14. 誘導扱い運転 ※15. 特殊条件下の運転取扱い ア 推進運転取扱い イ 退行運転取扱い ウ ATS、ATC開放時の取扱い エ 閉そく方式変更時の取扱い オ 車掌弁使用時の取扱い カ 異常天候時の取扱い キ 停止位置過走時の取扱い ク 非常ブザー使用時の取扱い ケ ダイヤ混乱時の取扱い、通告券関係の取扱い コ 担当線区の異状時運転系統の周知	1. 入庫整備 2. 入庫点検	1. 運転事故発生時の措置 ア 事故発生時の手順 イ 列車防護 ※ウ 旅客誘導 エ 死傷事故扱い オ 障害事故扱い 2. 車両故障発生時の措置 3. 電線路故障発生時の措置 4. 線路故障発生時の措置 5. 保安装置故障発生時の措置

備考：※は免許が区域を定めて行う入換運転に限定される者については省略できることを示す。